

建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会について

1. 趣旨

- 建設業における社会保険加入の推進については、平成24年より「社会保険未加入対策推進協議会」、平成29年より「建設業社会保険推進連絡協議会」を開催し、行政、学識、建設業関係団体が連携して、社会保険加入対策に取り組んできたところ。
- こうした取り組みを通じ、建設業における社会保険加入状況は着実に改善しているが、将来にわたり建設業の担い手を確保していくためには、社会保険加入を含めた建設技能者の更なる処遇改善の取組が必要。
- 平成30年3月、建設業における働き方改革を加速化するため、「長時間労働の是正」、「給与・社会保険」、「生産性向上」の3つの分野における新たな施策をとりまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定。
- 建設技能者の処遇改善は待ったなしの状況にあることから、建設業働き方加速化プログラムを踏まえ、平成30年6月、「建設業社会保険推進連絡協議会」を発展的に改組し、社会保険加入の徹底に加えて、建設キャリアアップシステムの普及推進や適切な賃金水準の確保など、同プログラムにおける「給与・社会保険」の分野に関する取組を議題とする「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を設置。関係者が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進していく。

2. 主な議題

社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建設業退職金共済制度 など

3. 構成団体等

次頁の通り

4. その他

・地方ブロック毎に設置している建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会において、地方における取組の推進や浸透を図っていく。

構成団体等(五十音順)

学識経験者
蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授

建設業団体(五十音順)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) カーテンウォール・防火開口部協会
- (一社) 建設産業専門団体連合会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国中小建築工事業団体連合会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会

- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会
- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 消防施設工事業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マステック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体

- (一財) 建設業振興基金
- (一社) 就労履歴登録機構
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- 全国建設労働組合総連合
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課

国土交通省

- 大臣官房地方課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 土地・建設産業局建設業課
- 土地・建設産業局建設市場整備課(事務局)
- 日本年金機構 厚生年金保険部

オブザーバー(発注者団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電気工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体等)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会
- 総務省自治行政局行政課

【開催状況】

(社会保険未加入対策推進協議会)

- 第1回: H24年 5月29日
社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
- 第2回: H24年 10月31日
社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積り取りまとめ など
- 第3回: H25年 9月26日
社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
- 第4回: H27年 1月19日
社会保険未加入対策に関連する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
- 第5回: H27年 12月18日
社会保険未加入対策に関連する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
- 第6回: H28年 5月20日
目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など
- 第7回: H28年 12月21日
加入徹底の確認や目標年次到来以降の継続実施の必要性の共有 など

(建設業社会保険推進連絡協議会)

- 第1回: H29年 5月 8日
平成29年度の取組方針の発表 など
- 第2回: H30年 1月15日
社会保険加入対策に関連する調査、今後の取組の方向性の提示 など

(建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会)

- 第1回: H30年 6月21日
社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建退共制度 など
- 第2回: R1年 5月15日
社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及促進、外国人材受入れ、建退共制度、協議会重点課題 など

(名称)

第1条 本協議会は、建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 社会保険加入対策及び処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関係する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。
- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。

- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

- 第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

- 第7条 協議会の招集は、会長が行う。
- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

- 第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
 - 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が行う。

(雑則)

- 第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
- 2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。（平成29年5月8日一部改訂、平成30年6月21日一部改訂）

重点課題1 見積り・契約各段階での法定福利費等の内訳明示の徹底・促進

日建連による「労務費見積り尊重宣言」や、全建における「単価引き上げ分アップ宣言」等の動きを踏まえ、受発注者間、元下間の各段階で「**請負者が、適切な労務費に基づく法定福利費が内訳明示された見積りを行い、注文者・請負者双方が合意して契約する**」という原則を徹底するため、今後、以下の取組を重点的に実施する。

(1) 公共・民間工事における見積り・契約段階での法定福利費内訳明示の活用徹底

⇒ 公共発注工事・民間発注工事における受発注者間・元下間の各段階において、**法定福利費が内訳明示された見積書、請負代金内訳書の活用を徹底・促進**（特に活用が遅れている市区町村発注工事や民間発注工事、元下・下下間への対策）

(2) 公共工事における法定福利費内訳明示の目標設定とフォローアップ

⇒ 公共発注工事における受発注者間・元下間の各段階での見積書・請負代金内訳書における法定福利費内訳明示の**数値目標・目標年度の設定**（公共事業労務費調査において内訳明示の実施状況を確認・フォローアップ）

⇒ 民間発注工事についても、協議会構成員の間で、同様の措置について協議を実施

重点課題2: 社保加入や働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化の抑制対策

社会保険未加入企業の建設業許可更新を認めない措置の導入や、有休取得義務化、週休2日工事の拡大、罰則付残業規制の適用といった働き方改革規制の強化、あるいは、消費増税等を契機として、**社員の一人親方化を進める動きを注視し、まじめに社員教育に取り組む企業が不利にならないような環境を確保**するため、今後、以下の取組を重点的に実施する。

(1) 偽装請負が疑われる一人親方を使用する企業に対する対策検討

⇒ 本来、雇用すべき技能者の一人親方化を進める動きの把握と、**実効性のある対策の検討着手**

(2) 社員の社会保険加入や処遇改善に取り組む専門工事企業の積極評価

⇒ 現在制度検討を進めている「専門工事企業の施工能力の見える化」において、社会保険加入等の法令遵守を始め、**技能者の自社雇用、教育・処遇改善に取り組む専門工事企業を積極的に評価**

重点課題3 建設キャリアアップシステム普及促進や建退共加入促進による技能者の処遇改善

建設キャリアアップシステム導入と能力評価基準の整備、専門工事企業の評価実施とともに、建設業退職金共済制度の加入促進が今後の建設技能者の処遇改善に向けて重要であることから、今年度、以下の取組を重点的に実施する。

(1) 建設技能者の能力評価基準の整備加速化

⇒ 建設技能者の能力評価基準の策定主体である登録基幹技能者講習実施機関(現在33職種42団体)については、**本年度中に能力評価基準案をとりまとめ、国土交通大臣への申請を完了し、来年度から4種類のカードを交付することを原則**

(2) カードリーダー設置補助等を活用した建設キャリアアップシステムの普及促進

⇒ **カードリーダー設置のための補助金**(厚生労働省助成金等)その他の支援措置を活用した建設キャリアアップシステムの普及促進

(3) 建設業退職金共済制度の加入拡大による建設技能者の処遇改善

⇒ **証紙の適正な購入・交付**を促進し、**公共・民間工事にかかわらずに正当な退職金が支払われる環境の整備**を図ることにより、建退共制度の加入拡大・建設技能者の処遇改善を実施

重点課題4 外国人受入れ拡大を契機とした国内人材の処遇改善

特定技能外国人の受入れ拡大により、国内人材の処遇を低下させないよう、(一社)建設技能人材機構による行動規範の遵守徹底といった業界の取組に加えて、国土交通省においても、今年度以降、受入れの計画の認定に当たって、以下の事項を徹底・促進する。

(1) 国内人材確保の努力を行っていない企業に対して外国人材受入れを認めない措置の徹底

⇒ 今般の新たな外国人材の受入れに当たっては、国内人材確保等の取組を行ってもなお人材を確保することが困難である場合に限り受入れを可能とするものであることを踏まえ、処遇の改善や働き方改革の推進など、**国内人材確保等のための取組を行っていない企業による外国人材受入れを認めないよう徹底**

(2) 外国人材受入企業に対する国内人材の処遇改善の徹底

⇒ 特定技能外国人の受入企業に対しては、建設キャリアアップシステム登録や月給制採用、レベル向上に応じた昇給義務化等を受入れ要件としていることを踏まえ、受入企業においては、**特定技能外国人の受入れを契機として、国内人材に対するキャリアアップシステム加入、月給制等の処遇改善措置を促進**